

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイ系(現在機能要求無し)所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)上部の計器用電線において、芯線露出に至らない電線被覆の損傷が認められたため、当該電線について新品と交換を検討。	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋2階に設置されている電源用電線において、垂直敷設ケーブルトレイからのたわみ・はみ出し・結束バンドの破損が認められたため、当該電線の点検ならびにケーブルトレイへ結束を実施。	GⅢ	
3	4号機	換気空調系海水熱交換器建屋排気ファン(B)出口ダンパにおいて、ファン停止に伴い「全閉」となるべきところが中間開状態(約18%開)となっていることが認められたため、当該ダンパについて点検・修理。	GⅢ	
4	4号機	換気空調系燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)室差圧制御ダンパ用エアフィルタユニットにおいての排水コックより、計装用圧縮空気の漏えいが認められたため、当該フィルタユニットを交換。	GⅢ	